

## 外国雑誌センター館運営基本方針

平成13年7月3日

外国雑誌センター館会議決定

改正 平成16年9月1日

改正 平成24年5月17日

最終改正 令和2年1月16日

### (趣旨)

第1条 この申し合わせは、「学術情報システムに関する答申において示された拠点図書館について(通知)」(昭和55年3月19日文学情第167号)によって指定された拠点図書館、すなわち外国雑誌センター館(以下「センター館」という。)の運営に関する基本方針を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センター館は、学術情報の基盤を整備するため、収集困難な外国学術雑誌等(電子的資料を含む)の収集・整理や、オープンアクセス推進への寄与を通じて、国内外研究者等を対象に全国的な共同利用に供することを目的とする。

### (構成館)

第3条 センター館は、次の大学図書館により構成される。

#### ●医学・生物学系

- ・大阪大学附属図書館生命科学図書館
- ・東北大学附属図書館医学分館
- ・九州大学附属図書館医学図書館

#### ●理工学系

- ・東京工業大学附属図書館
- ・京都大学附属図書館

#### ●農学系

- ・東京大学農学生命科学図書館
- ・鹿児島大学附属図書館

#### ●人文・社会科学系

- ・一橋大学附属図書館
- ・神戸大学社会科学系図書館

### (会議)

第4条 センター館は、第2条(目的)を達成するべく、外国雑誌センター館会議(以下「センター館会議」という。)を、原則として年1回開催する。

- 2 センター館会議に、文部科学省の担当のほか、関連機関からの代表者を招くことができる。
- 3 センター館会議は、東京都内のセンター館3館の持ち回りで開催する。
- 4 センター館会議の事前準備並びに司会進行は、開催するセンター館が担当する。

(幹事会)

第5条 東京大学（農学系），東京工業大学（理工学系），一橋大学（人文・社会科学系）及び大阪大学（医学・生物学系）の各センター館により，センター館会議の幹事会を構成する。

- 2 幹事会は，センター館会議から次回のセンター館会議の期間における実務を担当する。
- 3 幹事会は，適宜会合を開催するほか，適切な方法で連絡を密にするなど，他のセンター館との迅速かつ密接な連携に努める。
- 4 幹事会に連絡担当館を置き，センター館内外との連絡を担当する。連絡担当館は，幹事会内で互選し，センター館会議で決定する。このほかの幹事会内の役割分担については別途定める。
- 5 前項のほか，幹事会の運営に関し必要な事項は，幹事会において別に定める。

(その他)

第6条 その他センター館の運営に関し必要な事項は，センター館会議において別に定める。

附 則 この申し合わせは，平成13年7月3日から施行し，平成13年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは，平成16年9月1日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは，平成24年5月17日から施行し，平成24年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは，令和2年1月16日から施行し，平成31年4月1日から適用する。